

学校教育法施行令第8条及び第9条の運用に関する基準

平成19年5月10日

斑鳩町教育委員会

学校教育法施行令第8条及び第9条に基づき、保護者から通学区域の変更又は区域外就学について斑鳩町教育委員会に願書による申立があった場合、その承諾の基準は次のとおりとする。

なお、いずれの場合も、承諾の条件として「通学の安全等に関しては、保護者が責任を負うこと」を確約するものとする。

1. 転居等

(イ) 児童・生徒が、転居等により学期途中で住民基本台帳法及び外国人登録法による住所地の異動を行い、かつ当該異動にともない就学指定校が変更となる場合、その学期末までの残期間について、異動前の住所地にもとづき通学区域の変更及び区域外就学を承諾することができる。

但し、当該児童・生徒が最終学年（小学校6学年・中学校3学年）の場合に限り、当該年度途中で住民基本台帳法及び外国人登録法による住所地の異動を行い、かつ当該異動にともない就学指定校が変更となる場合、その年度末までの残期間について、異動前の住所地にもとづき通学区域の変更及び区域外就学を承諾することができる。

(ロ) 児童・生徒が、住宅購入等の事情により転居が学期途中になる場合については、異動予定の住所地にもとづき、その学期の初日から通学区域の変更及び区域外就学を承諾することができる。この場合、保護者は、住宅購入及び異動予定の住所地、異動予定時期が明確に確認できる書面を斑鳩町教育委員会に提出しなければならない。

(ハ) 家庭事情により、住民基本台帳法及び外国人登録法による住所地と実際に生活している住所地が異なる児童・生徒については、実際に生活している住所地にもとづき通学区域の変更及び区域外就学を承諾することができる。この場合、施設長、民

生児童委員等による証明を斑鳩町教育委員会に提出しなければならない。

2. その他

1. の場合を除き、下記の事由により申し出があった場合、その事情を調査した上で、教育委員会が特に通学区域の変更又は区域外就学の必要があると認める者については、通学区域の変更又は区域外就学を承諾することができる。

① 地理的理由（第8条関係）

就学指定校より指定以外の学校に通学するに要する時間が大きく短縮できる場合。
なお、当該地域が当分の間、住宅形成が生じない地域であること。

② 特別支援教育への対応（第8条関係）

特別な支援を必要とする児童・生徒について、就学校の変更が当該児童・生徒に大きな身体的・心的負担を与える恐れがある場合。

また、特別な支援を必要とする児童・生徒について、地形的な理由等により、就学指定校に通学することが当該児童・生徒に大きな身体的負担を与える恐れがあり、就学校を変更することでその負担が軽減できると予測される場合。

③ いじめへの対応（第8条・第9条関係）

就学指定校における「いじめ」が原因で、児童・生徒の学校生活に困難が生じており、就学校を変更することで当該児童・生徒の心的負担が軽減できると予測される場合。

④ 「不登校」への対応（第8条・第9条関係）

就学指定校における人間関係等が原因で、児童・生徒が「不登校」状態にあり、就学校を変更することで当該児童・生徒の登校状況が改善できると予測される場合。

⑤ 中学校における部活動（第8条関係）

就学指定校で、本人が入部を強く希望する部活動を実施しておらず、指定以外の学校で当該部活動を実施している場合。ただし、本人が自己都合により、部活動に参加しない、または退部した場合、教育委員会は、当該学期末をもって、通学区域の変更にかかる承諾を取り消すことができる。